

津軽伝承工芸館・津軽こけし館

指定管理者 管理仕様書

令和6年6月

黒石市商工観光部観光課

津軽伝承工芸館・津軽こけし館指定管理者 管理仕様書

1 目的

この仕様書は、津軽伝承工芸館及び津軽こけし館の指定管理者が行う、管理の基準及び業務等の範囲等について定めることを目的とする。

2 管理運営に関する基本的な考え方

指定管理者は、津軽伝承工芸館及び津軽こけし館を管理するにあたり、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 両施設の設置目的に基づき、適正に管理すること。

① 津軽伝承工芸館

津軽の伝統工芸と伝統芸能の保存及び継承を図り、体験交流を通して圏域文化の高揚を促進させ、個性的で魅力ある産業振興向上に資するため。

② 津軽こけし館

津軽圏域の特性を生かした伝統工芸の振興を図り、活力ある圏域作りに資するため。

(2) 黒石市の観光の振興を図るため情報発信に努めること。

(3) 関係する法令、条例等の規定を尊重すること。

(4) 施設及び備品の維持管理を適切に行うこと。

(5) 利用者や入館者に対しサービスの向上を図り、施設の効率的・弾力的運営を行うこと。

(6) 適切な広報を行うなど、施設の利用促進を積極的に図ること。特に工房入居者の募集を積極的に行い、来館者が多種多様な津軽の伝統工芸に触れる機会の創出に努めること。

(7) 効率的な管理、運営を行い、管理運営費の削減に努めること。

(8) 環境の向上及び環境負荷の低減に努めること。

(9) 管理、運営に係る個人情報保護を徹底すること。

(10) 市が行う観光誘客の取り組みに積極的に協力すること。

3 施設の概要

(1) 津軽伝承工芸館

| | |
|--------|---|
| ① 名称 | 津軽伝承工芸館 |
| ② 所在地 | 黒石市大字袋字富山65番1 |
| ③ 建物概要 | 敷地面積10,760.86㎡ 建築面積4,800.54㎡ 延床面積4,261.81㎡ |
| ④ 構造 | 鉄筋コンクリート造 (A棟一部鉄骨造) |
| ⑤ 主たる室 | |
| A棟1階 | エントランスホール (307.82㎡) 集会室 (82.97㎡) |
| (地上2階) | 倉庫1-2 (14.43㎡) 休憩室1-3 (33.6㎡) 事務室1 (18.21㎡) 事務室2 (32.35㎡) WC1-3 (8.22㎡) 前室(厨房) (9.71㎡) 厨房 (90.59㎡) レストラン (267.67㎡) 多目的ホール (789.97㎡) 電気室 (64.62㎡) パントリー (32.30㎡) 前室(多目的ホール) (28.30㎡) 倉庫(多目的ホール) (61.74㎡) WC前通路 (21.11㎡) WC(男女) (51.13㎡) 身障者WC (4.40㎡) 倉庫 (2.62㎡) WC (1.65㎡) 前室 (4.98㎡) |

| | |
|----------------|--|
| | 休憩コーナー (138.86㎡) バック厨房 (33.64㎡) |
| | ボイラー室 (60.12㎡) 消火栓ポンプ室 (6.25㎡) |
| | 風除室 (13.75㎡) その他 (19.86㎡) |
| A棟 2階 | 音響照明コントロール室 (19.86㎡) 空調機械室 (96.16㎡) |
| | その他 (16.05㎡) |
| B棟 1階 | ホール (81.07㎡) 風除室 (6.00㎡) 伝承ホール (300.16㎡) |
| (地上 2階) | 展示即売室 (228.51㎡) 事務室 (137.76㎡) WC男女 (62.57㎡) |
| | 身障者WC (4.30㎡) 前室 (12.65㎡) その他 (10.85㎡) |
| 2階 | 体験教室 (99.96㎡) |
| C棟 1階 | 工房-1 (168.35㎡) 工房-2 (136.68㎡) 工房-3 (88.40㎡) |
| [C棟外部] | プロパンボンベ庫 (9.75㎡) ポンプ庫 (5.00㎡) |
| D棟 1階 | 工房-4 (108.43㎡) 収蔵庫 (28.25㎡) 工房-5 (136.68㎡) |
| [D棟併設] | 工房-6 (136.68㎡) 工房-7 (136.68㎡) |
| | ポンプ室 (9.24㎡) 倉庫 (3.74㎡) 室室 (20.48㎡) |
| 外構 | 駐車場、公衆トイレほか |
| ⑥ 閲覧に供 する物件 | 建物竣工図 (建築・構造・設備) |
| (2) 津軽こけし館 | |
| ① 名 称 | 津軽こけし館 |
| ② 所 在 地 | 黒石市大字袋字富山 7 2 番 1 |
| ③ 建設概要 | 敷地面積 3,157.48 m ² 建築面積 660.4 m ² 延床面積 1,038.188 m ² |
| ④ 構 造 | 鉄筋コンクリート 2階建 |
| ⑤ 主たる室 | |
| 1階 | 移動展示室 (102.80㎡) 活動室(1) (42.75㎡) 活動室(2) (43.89㎡) |
| | 工芸室(1) (53.47㎡) 工芸室(2) (14.37㎡) 資料室 (20.12㎡) |
| | ふれあいコーナー (36.48㎡) 売店 (20.8㎡) 事務室 (41.47㎡) |
| | 収蔵庫 (23.03㎡) 応接室 (9.45㎡) |
| 2階 | 展示ロビー (15.50㎡) 展示室 (311.91㎡) |
| 外構 | 駐車場ほか |
| ⑥ 閲覧に供 する物件 | 建物竣工図 (建築・構造・設備) |

4 開館時間及び休館日

(1) 開館時間

午前 9 時から午後 5 時までとする。指定管理者は、特に必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

(2) 休館日

① 津軽伝承工芸館

年末年始 (12月29日から翌年1月3日まで) とする。ただし、12月1日から 12月28日までと翌年1月4日から3月31日までの冬期間は、月曜日 (国民の祝日に関する法

律に規定する休日に当たるときはその翌日)を休館日とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

② 津軽こけし館

年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

5 指定の期間

令和6年10月1日から令和11年3月31日までの4年6か月とします。

ただし、市が指定管理者に対して、管理の業務及び経理の状況報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をした場合やこの指示に従わないとき、指定管理者による管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

※ 指定管理者の指定期間は、黒石市議会の議決を経て決定することとする。

6 法令等の遵守

津軽伝承工芸館・津軽こけし館の管理運営にあたっては、次の各号に掲げる法令等を遵守しなければならない。指定管理期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

- (1) 地方自治法
- (2) 黒石市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同条例施行規則
- (3) 津軽伝承工芸館条例及び同館管理規則
- (4) 津軽こけし館条例
- (5) その他管理運営に適用される法令

7 管理の業務

指定管理者は、津軽伝承工芸館・津軽こけし館の施設管理者として、管理の業務に必要な業務員等を配置し、施設を常に良好な状態で維持管理すること。また、施設利用者や入館者等に対しサービスの向上に図り、施設の効率的・弾力的運営に努めるものとする。

なお、指定管理者は、業務員等に接客並びに施設の管理に必要な研修等を実施し、施設利用者及び入館者の被災に対する第一責任者を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに黒石市に報告するものとする。

- (1) 施設の利用承認・不承認・取消し等に関すること。
- (2) 利用料金および入館料金に関すること。
 - ① 津軽伝承工芸館の利用料金、津軽こけし館の入館料金は、指定管理者の収入として收受できる。
 - ② 利用料金および入場料金の額は、津軽伝承工芸館及び津軽こけし館条例別表に規定する額を上限とし、あらかじめ市長の承認を得て定める。
 - ③ 指定管理者は、利用料金及び入場料を収納したときは、団体においては領収書を、個人入館料金にあつては半券を領収書として交付する。
 - ④ 収納した利用料金及び入場料金は、指定管理者の責任において適正に管理保管すること。
- (3) 売上の収入に関すること。

- ① 指定管理者が自ら運営する津軽伝承工芸館のレストラン、休憩コーナー、物産販売の売上等及び津軽こけし館売店等の売上は、指定管理者の収入として収受できる。
- ② 上記において収納した津軽伝承工芸館レストラン、休憩コーナー、物産販売及び津軽こけし館売店の売上は、指定管理者の責任において適正に管理保管すること。

(4) 施設の維持管理等に関すること。

- ① 駐車場敷地内の整理
- ② 館出入口及び各室の錠、施錠
- ③ 館出入口前及び非常口前の除排雪
- ④ 館内の巡回、安全確認
- ⑤ 館内及び敷地内の日常的な清掃
- ⑥ 電気、水道元栓等の安全確認
- ⑦ 冷暖房等空気調和設備の調整
- ⑧ 展示物の破損防止及び盗難監視
- ⑨ 施設管理に伴う事務機、事務用品の調達
- ⑩ 施設管理に伴う委託に係る業務（別紙資料）
- ⑪ 冷暖房用及び事業用燃料の調達
- ⑫ 施設及び備品の修繕（事前に市と協議すること）
- ⑬ 指定管理者自ら、施設使用許可、委託等によるレストラン及び物産販売の営業
- ⑭ 消防法に基づく防火管理者の選任などの届出及び消防計画の履行
- ⑮ フリーWi-Fiの環境維持

(5) 備品の管理に関すること。

- ① 各室の備品管理及び備品検査
- ※ 委託料又は入館料金の収入で備品を購入する場合は、事前に市と協議すること。

(6) その他

- ① 緊急時、防犯、防災対策についてのマニュアルを作成し、業務員等を指導すること。
- ② 避難所に指定されていることから、災害発生時には黒石市地域防災計画に基づき対処すること。
- ③ 個人情報保護体制を整備し、業務員等に周知、徹底を図ること。
- ④ 収受文書の適切な処理と整理保存に関すること。
- ⑤ 業務日誌の作成に関すること。
- ⑥ レストラン、物産品等の食品衛生に充分注意すること。
- ⑦ 施設管理運営に関係する工房入居者、津軽こけし工人会等と定期的な意見交換の場を設けること。
- ⑧ その他、津軽伝承工芸館及び津軽こけし館の庶務に関すること。

8 自主事業

- (1) 指定管理者は、施設内で行う自主事業について施設の設置目的を果たすために、施設利用許可基準の範囲内で、指定管理者の創意工夫で事業を行うことができる。
- (2) 指定管理者が自主事業を行う場合の施設の利用については、一般利用者における施設利用に影響がないよう配慮すること。
- (3) 指定管理者が津軽こけし館で行う自主事業については、地元工人与協議の上実施すること。

(4) 誘客の推進のため関連事業者等へ提案や営業活動を積極的に実施すること。

9 施設利用者や入館者等への配慮

施設の管理運営にあたり、施設利用者や入館者等の要望取り入れ、可能なものは速やかに反映し、施設利用者や入館者のサービス向上に努め、施設利用者や入館者の安全・安心を確保するものとする。

10 管理業務の収支予算書の作成

指定管理者は、指定後の業務にあたり、黒石市と協議の上、具体的な事業計画書及び詳細にわたる収支予算書を調製するものとする。また、予算の執行は、収支予算書の予算総額の範囲以内とする。

11 事業報告書の作成

指定管理者は、毎年度終了後、50日以内に事業報告書を作成し、管理運営業務の実施状況及び利用状況、津軽伝承工芸館の物産販売、レストラン等売上及び利用料金、津軽こけし館入館料金と売店売上の収入実績、管理運営に係る経費の支出状況を報告するものとする。

併せて、毎月管理運営業務の実施状況及び利用状況、売上・利用に係る料金等の収入実績、管理運営に係る経費の支出状況等を月例報告書として提出するものとする。

12 業務を実施するにあたっての注意

(1) 津軽伝承工芸館及び津軽こけし館が公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

(2) 黒石市内にある他の公の施設との連携を図り、効率的な運営を行うこと。

13 管理運営に係る経費

(1) 管理運営に関する経費については、市からの委託料と津軽伝承工芸館の施設利用料金及び津軽こけし館の入館料金、指定管理者が自ら運営するレストラン、休憩コーナー、物産店の売上等で賄うこととする。

(2) 委託期間終了時における年度末の期末棚卸については、概ね精算をすること。但し、精算できない在庫処分については、次期指定管理者、黒石市と協議の上決定すること。

14 委託料について

(1) 委託料算定の考え方

指定管理者に対して、利用の質が低下することがないように、一定の委託料を支払う。

なお、委託料は指定管理者の収支計画に基づき算定した一定の額を予算の範囲内で支払う。

(2) 委託料の支払方法

各会計年度毎（4月1日～翌年3月31日）に指定管理者の請求に基づき、四半期ごとに分割して支払う。

(3) 委託料の精算

指定管理委託料に剰余金が生じた場合は、指定管理者の収入となるが、不足が生じた場合、市はその補填をしない。

15 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、黒石市と協議し、決定するものとする。